

募集要項

「全国都道府県対抗eスポーツ選手権 2019 IBARAKI」福島県予選会 オフライン最終ラウンド(仮)運営業務委託競争入札

1. 本件事業概要

- 事業名 : 全国都道府県対抗eスポーツ選手権 2019 IBARAKI
福島県予選会 オフライン最終ラウンド(仮)
- 主催 : いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会
一般社団法人 日本eスポーツ連合
公益財団法人 日本サッカー協会
- 主管 : 一般財団法人 福島県サッカー協会(以下「甲」という)
- 運営協力 : 運営業務受託者(以下「乙」という)
- 競技種目 : PS4版ウイニングイレブン 2019 3人1組(CO-OPモード)による団体戦
- 部門 : (1)オープンの部 (2)少年の部

2. 業務

(1) 甲は乙に対し、以下の業務(以下「本件業務」という)を委託する。

- ① 本件事業の申込規模を添付申込書に提示の選択肢より選び、その選択に合わせた本件事業の会場(以下「本件会場」という)と日時を甲へ提案し、甲の承認を得た上で、本件事業での会場使用に係る一切の手続きを行い、そのための費用を支払う業務。
- ② 本件事業の告知を合理的な範囲で地元のメディアと連携して行う業務。ただし、甲は告知の内容と素材を乙へ提供し、乙は告知の様態について甲へ事前に申請して承認を得るものとする。
- ③ 本件事業の協賛販売を行う業務。ただし、甲が指定する以下の業種については対象外とし、また、乙は協賛販売により生じる一切の費用を支払うものとする。
 - (ア) ゲームソフトおよびゲームハードの製造業
 - (イ) ゲーム用モニターおよびヘッドセットの製造業
 - (ウ) 仮想通貨交換業なお、甲は乙の協賛販売を合理的な理由なしに拒絶もしくは承認遅延しないものとする。
- ④ 本件会場で飲食物品販売を行う業務。ただし、甲は本件会場での飲食物品販売を義務付けないが、乙が希望する場合に乙はその内容を事前に甲へ申請し、甲は乙の申請を合理的な理由なしに拒絶もしくは承認遅延しないものとする。
- ⑤ 本件事業に係る本件会場でのセレモニーおよび競技の運営を含む業務の人員計画を甲へ提出し、甲の承認を得た上で、その人員計画を実施し、この人員により発生する一切の費用を支払う業務。ただし、甲は乙の人員計画を合理的な理由なしに拒絶もしくは承認遅延しないものとする。
- ⑥ 本件事業主催者より貸与される物品を甲の指示に基づき受領、保管し、返却もしくは処分する業務。
- ⑦ 前各号に関わる一切の業務
- ⑧ その他前各号に関して甲が別途書面で指定し、乙が了承した業務

- (2) 甲は乙に対し、本件業務を乙が遂行する前提として、甲または本件事業の事務局が以下の業務を行うことを確認する。
- ① 乙に対する妥当な本件事業の情報提供及び本件業務の支援
 - ② 本件業務で事務局より使用を指定されるゲームソフト、ゲーム機および関連の機器、機材等を本件業務に使用することについてそれぞれの権利元から許諾を取得し、乙に対し当該使用を行う権利を付与すること
 - ③ 本件事業の参加者および事務局により派遣される役員との必要な連絡および作業などについて円滑なやり取りを行うこと
 - ④ 本件事業の放送権および配信権の管理を主体的に行うこと
- (3) 乙は、別途甲が指定する様式にて、本件業務の収支を本件事業終了後1ヶ月以内に甲へ報告するものとする。
- (4) 本件業務の遂行においては、乙は、甲の個別の指示および要請に従うほか、甲および本件事業の評判およびイメージを毀損するような行為を行わず、かつ、本件事業の秩序を乱さぬよう最大限配慮するものとする。
- (5) 乙は、甲が事前に書面により承諾しない限り、本件業務を第三者に対して再委託することはできない。
- (6) 乙は、甲が事前に書面により承諾しない限り、本件事業の静止画像および動画(当該静止画像および動画を甲が保管又は使用するかに限らない。)を第三者へ貸出または販売することはできない。

3. 対価

- (1) 甲は、乙に対し、本件業務の対価として20万円(消費税および地方消費税(以下「消費税等」という)を含む)を支払う。
- (2) 乙は、前項に定める対価を2019年4月1日付にて請求書を甲に対し発行する。甲は、乙が発行する請求書の受領の翌月末に乙の銀行口座に振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は甲の負担とする。

4. 売上分配

- (1) 乙は、甲に対し、上記にて定める協賛販売と飲食物品販売の売上金額について一定の割合(以下「本件割合」という)とこれに対する消費税等を支払う。ただし、甲乙が事前に合意する対象についてはこの支払いから除外する。
- (2) 甲は、前項に定める売上分配を求める請求書を乙に対し発行する。乙は、甲が発行する請求書の受領の翌月末に甲の銀行口座に振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は乙の負担とする。

5. 有効期間

本件業務委託の有効期間は、書面による甲から乙への業務委託通知の日より本件事業終了後3ヶ月迄とする。

以上